各地方農政局農村振興部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 国土交通省北海道開発局農業水産部長 北海道農政部長

殿

※1農林水産省農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に当たり、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴局管内の<sup>※2</sup> <u>国営事業(務)所・調査管理事務所等並びに県、市町村及び土地改良区等</u>に周知願いたい。

また、国営造成施設等に災害が発生した場合においては、各地方農政局等が制定した「国営造成施設における災害発生時の対応」等の体制に基づき迅速かつ適切に対応されたい。

記

## 1 災害防止対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから、速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水を生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

なお、各地方農政局土地改良技術事務所において、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を行っているので、活用されたい。

- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については、洪水吐き及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水時に備え、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。巡視及び点検により異状が確認された場合には、施設管理者、関係地方公共団体等は連携し、適切に対応すること。

また、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、出水の 貯留に努めること。

防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与え

るおそれのあるため池) については、施設管理者との連絡体制の整備や下流域住民等への 注意喚起等に努めること。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用 した関係住民への浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知徹底、警戒避難体制等の整備に 努めること。
- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないよう点検管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等にあっては、現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の原因とならないよう努めること。
- (8) その他、ため池や水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全 対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、整備や補修を行うこと。

## 2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じ応急工事を実施すること。 特に、最近の融雪、地すべり等により被災した箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。
- 3 大規模災害発生時における農政局等職員の派遣(通称 MAFF-SAT) について 大規模な災害が発生した場合、施設管理者又は被災自治体は、農地・農業用施設等の施設 に関する初期情報収集、緊急概査及び応急対策、災害復旧等の技術支援に関し、地方農政局 等職員の派遣要請を行うことができることとなっていることから、本制度を積極的に活用す ること。
- 4 土地改良施設管理者による業務継続計画(BCP)策定について

土地改良施設管理者は、土地改良施設に災害が発生した場合にその機能を維持・回復するため、業務継続計画 (BCP) の策定に努めること。

なお、策定に当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画 (BCP) 策定マニュアル」を活用すること。

5 ため池防災支援システムの活用について

ため池については、ため池防災支援システムを活用して災害時の緊急点検を行うこととしていることから、防災重点ため池の見直しを行った場合には、ため池防災支援システムに適切に状況を反映すること(併せて、令和元年9月6日付け「地震後の農業用ダム臨時点検要領」又は令和3年4月1日付け「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」1.2.1(2)に該当する施設(県造ダム、調整池等)は、ため池管理保全法第2条に定める農業用ため池には該当しないため、防災重点ため池から除外し、ため池防災支援システムからも除外すること)。

## 【施行注意】

- ※1 各地方農政局宛には記載しない。
- ※2 開発局宛には「開発建設部及び国営事務所等」と記載する。また、北海道宛は 「市町村、土地改良区等」と記載する。